

国民経済計算 SNA 方式における 国内・国民概念について

小川 雅弘

要旨 国民経済計算 SNA 方式の国内総生産・国民総所得についていくつかの誤解——「国民」とは国籍を意味するとの説明、93SNA から国内概念が主になった等——が見られる。国内概念を国民概念へ変換する際の海外との受取・支払い所得が、68SNA までの要素所得から 93SNA で第1次所得に変わった。その背景には SNA の生産要素・要素所得に関する考え方がある。国民総所得は、国民＝国内居住者による生産への貢献分でもなく、経常的支出の源泉所得でもなく、国内総生産と国民可処分所得に比べてあいまいな概念である。

キーワード 国民総所得 GNI 国民総生産 GNP 第1次所得 準法人企業所得からの引出し
海外直接投資に関する再投資収益

目次 はじめに

1. 現行 93SNA における国内/国民
 - (1) 国内/国民の定義
 - (2) 第1次所得
 - (3) 推計・勘定の順序
 - (4) 送金
 - (5) 企業活動に関する国内・国民概念
 2. 53SNA～68SNA における国内・国民概念
 - (1) 歴史概観
 - (2) 68SNA の「国民」概念
 3. SNA における生産概念・生産要素・要素所得
 - (1) SNA における生産要素・要素所得
 - (2) 要素所得から第1次所得へ
- 結び

はじめに

国民経済計算に関していくつかの誤解が、マクロ経済学教科書や高校参考書などで散見される。小稿は、その中でも多くの誤解がある国内 (domestic) 概念と国民 (national) 概念について、国内・国民概念そのもの、およびその背景となる国民経済計算 SNA 方式の生産・所得概念について整理する。

国内・国民概念に関する誤った説明の例を挙げよう。高校日本史の代表的な参考図書である山川出版社『日本史 B 用語集』（全国歴史教育研究協議会 編 [2009]）の「国民総生産」の項目である。

国民総生産（GNP）「同一国籍の国民が国の内外で生産した全生産物の価額から、原材料などの中間生産物価額を控除したもの。（中略）これに対し、国籍を問わず、一国内での最終生産物の全価額を国内総生産（GDP=Gross Domestic Product）という。国連の勧告で日本は1993年から GNP から GDP 中心の資料に切り替えた。（下線は引用者。以下同様）

短い文章の中で、国民総生産は国籍で定義されるとの説明、「国連の勧告」および「1993年から」切り替えと3箇所の誤りがある¹⁾。

とくに「国民」が国籍を意味するという誤解は、Web上の経済用語解説でもいくつか見られる。たとえば、「ウィキブックス<中学校社会 公民/国内総生産と国民総生産>」（https://ja.wikibooks.org/wiki/中学校社会_公民/国内総生産と国民総生産）（2016.1.6 閲覧）や、「マネー百科 by Artis 金融用語辞典」の項目「国民総生産」（<http://money.infobank.co.jp/contents/K500107.htm>）（2016.1.6 閲覧）なども、はっきり「国民」とは国籍を意味すると述べている。

一般概説書の小宮 [2015] p 161-162 も「（前略）日本の GNP とは、日本国民が新たに生み出した付加価値の総額のことです。（中略）日本という場所で生み出された価値を対象とするのが GDP で、日本人が生み出した価値を対象とするのが GNP です」と、「国民」「日本人」という語を定義・説明無しに用いており、国籍と誤解される可能性に配慮していない。さらに、後述のように現在（93 SNA 方式以降）では SNA 方式の国民経済計算には存在しない「国民総生産」（GNP）という概念を用いる点も問題である。

1. 現行 93 SNA における国内/国民

(1) 国内・国民の定義

そこで、まず現行の 93 SNA 方式の国民経済計算における「国内」・「国民」の意味を確認しておこう。

「国内」とは、当該国の領土内を意味する。外交施設・軍隊の基地・船舶などの扱いという問題もあるが、小稿では略す。国民総生産・国民所得などにおける「国民」とは、当該国の通常の居住者を意味し、国籍は関係ない。それについて 93 SNA 報告書は次のように述べている。

93 SNA 1.28 （前略）ある制度単位が無期限にまたは長期間——通常は 1 年と解釈される——意味のある規模の経済活動または取引に従事している、または従事する予

1) 筆者は、この誤りを 2012 年 5 月に出版社宛で郵送で指摘したが、返答はなく、いまだに訂正もされていない。

定である場合に、その制度単位はある国の経済領土内に居住する、と言われる。(引用者訳)

内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算年報』「用語解説」は次のように述べる。

国内 (Domestic) 概念と国民 (National) 概念

国内領土とは、ある国の領土から当該国に所在する外国政府又は国際機関の公館及び軍隊を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館及び軍隊を加えたものである。国内という概念はその国内領土に居住する経済主体を対象とするという概念であり、主として生産活動に関連した概念である。(中略)

一方、国民という概念は、当該国の居住者主体を対象とする概念であり、外国為替及び外国貿易管理法 (外為法) の通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」の居住者の要件を満たす企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び個人及びをさす。例えば、居住者たる個人とは、主として当該領土内に6ヶ月以上の期間居住しているすべての個人をいい、国籍のいかんを問わない。また、一般に、国外に2年以上居住する個人は非居住者とされる。(後略)

学説史上でも、「国民」は国籍だと定義は、主要な文献の中には管見の限りでは見当たらない。Clark [1932] やヒックス [1961] においても国民概念は国籍を意味していない。たとえば R. ストーン・G. ストーン [1968] p9 は「国民所得とは一国の居住者または正規の住民が世界の生産に参加することによって生み出される所得のうちで、彼らに帰属する部分である」と定義している。

このような国内・国民の定義は、次のように SNA 方式においても 53SNA から一貫している。

53SNA p7 この総計 (国民生産物: 引用者) は、領土内で起きた生産に属するのではなく、領土内の通常の居住者 (normal residents) によって供給される生産要素に起因する全世界における生産総計に属する。(引用者訳)

このような国内・国民概念に従って、93SNA において国内総生産 (GDP) と国民総所得 (GNI) は、下記のように定義される。

国内総生産 = 領土内で生産された粗付加価値の総計

国民総所得 = 国内総生産

+ 海外からの第1次所得受取り - 海外への第1次所得支払い

なお、93SNA には国民総生産という用語は存在せず、それに相当するものとして国民総所得が存在する。さらに、小稿第2節 (1) で述べるように、もともと 68SNA には国民総生産 (GNP) 概念は存在しない。日本の現行の 93SNA 版国民経済計算でも国民総生産という用語は使用されていない。日本の現行の国民経済計算では、国民総所得は主要な勘定内には表示されず、国内総生産勘定の欄外表示となっている。93SNA 報告書は、国

民総所得を次のように説明する。

93SNA 2.181 GNIは、GDPから非居住単位への支払い第1次所得を引き、非居住単位からの受取り第1次所得を加えたものに等しい。換言すると、GNIは、GDPから、生産・輸入品に課される税（－補助金）、海外への雇用者報酬と財産所得支払いを引き、海外からの雇用者報酬と財産所得受取りを加えたものに等しい。このように、市場価格表示のGNIは、居住者制度単位/部門の受取り粗第1次所得の総計である。（中略）GDPと違って、GNIは付加価値の概念ではなく、所得（第1次所得）の概念である。（引用者訳）

日本の『国民経済計算年報』「用語解説」において国内・国民概念は次のように説明されている。

国内（Domestic）概念と国民（National）概念

（前略）国民総所得は当該国の居住者主体によって受け取られた所得の総額を示すもので、国内総生産に海外からの所得（雇用者報酬、投資収益などの財産所得・企業所得）の純受取を加えたものであり、分配面からの接近によって把握されるものである。

なお『国民経済計算年報』は、統合勘定（1）国内総生産勘定（生産側及び支出側）の欄外において、国民総所得への調整項目として「海外からの所得」「海外への所得」という項目名を用いており、「第1次所得」という用語は用いていない。

基本的な点で誤った説明をする例も多々見られる。たとえばスティグリッツ・ウォルシュ [2012] p 464 は、国内概念と国民概念を混同しかねない説明をしている。

国内総生産、GDP gross domestic product 一定期間中に一国内の居住者によって生産される財・サービスの貨幣価値の合計。

また、いまだに国内概念と国民概念の差を、68SNAにおける国民概念のまま、第1次所得ではなく海外との要素所得の受取・支払いで説明している例がある。たとえば『有斐閣経済事典（第5版）』（金森他 編 [2013]）は、次のように説明する。

国民総生産 国民概念に基づく集計生産概念であり、国内総生産に海外からの要素所得を加え、海外への要素所得を控除したもの。1990年代までは広く利用されていたが、SNAでは、生産に関して国内概念が採用されているため、日本の国民勘定統計では表章されていない。所得概念としての国民総所得（GNI）と同じもの。

このような68SNAに準じた説明は、日本の国民経済計算が既に93SNA準拠となっている時期の出版としては不適當と言わざるをえない。さらに、後述のように68SNAには国民総生産概念は存在しないから、68SNA準拠としても疑問がある。また93SNAが国民総所得という語を用いているのだから、「日本の」と限定するのも誤解を招く。

国民総所得は、「国内各部門の粗第1次所得バランスの総計」とも表現される。第1次所得バランスは、下記に示すとおり次のように定義される。

$$\begin{aligned} \text{第1次所得バランス (粗・市場価格表示)} &= \text{要素所得} + \text{財産所得受取り} \\ &\quad - \text{財産所得支払い} + \text{固定資本減耗} \\ &\quad + \text{生産・輸入品に課される税} \end{aligned}$$

$$\text{第1次所得バランス (純)} = \text{要素所得} + \text{財産所得受取り} - \text{財産所得支払い}$$

また93SNA報告書の図2.2では、主系列のバランス項目として「B.5第1次所得のバランス」をあげて、その集計量を「国民所得 (GNI, NNI)」と示している。

国民総所得が第1次所得の合計であることを、『国民経済計算年報』「用語解説」は、次のように述べる。

国民総所得 (Gross National Income, GNI)

国民総所得 (GNI) とは、一国全体を所得の面から捉えたものであり、概念的には、各制度部門別の「第1次所得の配分勘定」のバランス項目である「第1次所得バランス (総)」を合計したものである。(後略)

また、『国民経済計算年報』「国民経済計算体系の解説」は、次のように説明する。

3.(2) 1) ①第1次所得の配分勘定

第1次所得の配分勘定は、一次所得 (雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金 (控除) 及び財産所得) がどのように制度部門に配分されるかを記録する勘定である。受取と支払の差額を第1次所得バランスといい、第1次所得バランスを全ての制度部門について合計すれば国民所得が得られる。

『有斐閣経済事典 (第5版)』(金森他 編 [2013]) も次のとおり説明する。

国民総所得 各制度部門の第1次所得バランスを総計した集計量。GNIは、国内総生産 (GDP) から非居住者単位への第1次所得の支払分を控除し、非居住者単位からの第1次所得の受取分を加算したものに等しい。従来の国民総生産 (GNP) と同じものであるが、概念的にはGNPは生産の測度であるのに対し、GNIは所得の測度である。

(2) 第1次所得

「第1次所得」(primary income) は93SNAから導入された概念で、要素所得に財産所得 (利子・配当・賃貸料) の受取・支払いを加減したものである。財産所得も資金・土地提供という点で生産過程に関係、という考え方であろう。93SNAは次のように述べる。

93SNA 2.181. (前略) このように、市場価格表示のGNIは、居住者制度単位/部門の受取り粗第1次所得の総計である。(後略) (引用者訳)

United Nations, Department of Economic and Social Affairs Statistics Division [2003] は、第1次所得を次のように説明している。

3.6. 第1次所得は、生産要素（すなわち労働、および金融資本・非金融生産資本・非金融非生産資本を含む資本）および政府の徴税権——ほとんどは他の居住者に対してだが一部は非居住者に対する——に由来する所得の種類である。（引用者訳）

3.8. 第1次所得は次のものを含む。

- a) 雇用者報酬（労働費用）
- b) 生産・輸入品への税
- c) 混合所得：混合所得とは雇用者報酬と営業余剰の混合物であり経済活動をいとむが企業勘定を保有せず、したがって自身への報酬と営業余剰が混合している家計に適用される。
- d) 財産所得
 - i) 利子（間接的に測定された金融仲介サービス（FISIM）を除く）
 - ii) 法人からの分配所得
- e) 配当
- f) 準法人企業の所得からの引出し
 - i) 海外直接投資に関する再投資収益
 - ii) 土地および底土資産（sub-soil assets）への地代
- g) 保険契約者に帰属する財産所得」（引用者訳）

『国民経済計算年報』『国民経済計算体系の解説』は、第1次所得（一次所得）を次のように説明している。

3.(2) 一次所得（各制度部門が生産過程へ参加した結果発生する所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除））及び生産のために必要な資産の貸借により発生する財産所得）

『有斐閣経済学辞典』（金森他 編 [2013]）の第1次所得の項目は次のとおりである。

第1次所得 primary incomes 生産過程に参加し、あるいは生産活動を行うために必要な資産を所有した結果として、経済主体に発生する所得。雇用者報酬、財産所得等々。社会保障給付、社会扶助給付、所得・富などに課せられる経常税等々は第1次所得ではないが、生産・輸入品に課せられる税による政府の収入は、政府の第1次所得である。

作間編 [2003] p 43 は、第1次所得について次のように説明している。

第1次所得（primary incomes）は、経済主体が生産活動に関わる事によって得ることができるようなタイプの所得です。68SNA では、要素所得が分配されていく過程

でまず現れる所得（中略）という意味合いで、分配要素所得（distributed factor incomes）という名で呼ばれていた概念とほぼ対応します。

Vanoli [2005] Ch. 6.4 p 271 も、93SNA は要素所得概念を体系に導入せず、代わりにより広い第一次所得概念を導入した、と指摘している。

なお、第1次所得以外の所得として、次の2つがあり、93SNA では「その他の経常移転」は第2次分配で表示され、「資本移転」は資本調達勘定において資本的支出の源泉の一つとして表示される。

その他の経常移転：反対給付の無い所得の一方的な移動。援助・贈与など。「その他」とは、財産所得以外の移転、という意味である。

資本移転：受取側の資産形成・長期支出に充当され、または支払い側の資産からの支出される一方的な所得の移動。

市場価格表示（間接税－補助金を含む）の国民所得（固定資本減耗を含まない）に海外との「その他の経常移転」受取・支払いを調整したものを国民可処分所得と呼ぶ。すなわち、次のような式で定義される

$$\begin{aligned} \text{国民可処分所得} &= \text{国内総生産} - \text{固定資本減耗} \\ &+ \text{海外からの第1次所得受取り} - \text{海外への第1次所得支払い} \\ &+ \text{海外からのその他の経常移転受取り} - \text{海外へのその他の経常移転支払い} \end{aligned}$$

ここまで説明したことからも外れた奇妙な説明が、『岩波現代経済学事典』（伊東光晴編 [2004]）に見られる。

国民所得（前略）国内生産者の経済活動によって発生した、雇用者報酬と営業余剰と混合所得（個人企業の所得）とに、間接税マイナス補助金を加え、海外からの所得を加え、海外からの所得を差し引いたものが、国民可処分所得と呼ばれ、また、国民可処分所得に、海外からのその他の経常移転を加えたものが国民所得と呼ばれる。国民可処分所得に、固定資本減耗を加えたもの（中略）は、国民総所得と呼ばれ、これは国民総生産と同義である。

「国民可処分所得」と「国民所得」（国民純所得）が取り違えられ逆になっている。また、「海外からの所得を加え、海外からの所得を差し引いたもの」の「所得」は要素所得なのか第1次所得なのか「その他の経常移転」を含むのかも明確でない。さらにSNAの考えに則るならば、まず国民総所得、次に国民可処分所得という順序にすべきである。

なお、IMFの国際収支統計とSNA方式は協調しており、現在は国際収支統計も「第一次所得」概念を主としている。日本の現行の国際収支統計も「第一次所得収支」「第2次

所得収支」という分類である。(財務省トップページ>国際政策>関連資料・データ>国際収支状況>用語の解説 https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/term.htm)

第一次所得収支 対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支状況を示す。
(第一次所得収支の主な項目)

直接投資収益：親会社と子会社との間の配当金・利子等の受取・支払

証券投資収益：株式配当金及び債券利子の受取・支払

その他投資収益：貸付・借入、預金等に係る利子の受取・支払

第二次所得収支 居住者と非居住者との間の対価を伴わない資産の提供に係る収支状況を示す。官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等を計上する。

(3) 推計・勘定の順序

冒頭で示した『日本史B用語集』や上記の『岩波現代経済学事典』「国民所得」のように、まず国民総生産について述べ、続いて海外との所得移動をそれに加減して国内総生産を説明するという順の説明をしばしば見かける。しかし、実際には国内概念がまず推計され、それに海外取引を加減して国民概念が推計される。国民経済計算の勘定の順序・並びも国内-国民という順である。

68 SNA 以来、コモディティ=フロー法を基本に国内総生産を推計し、海外との所得の受取・支払いを調整して、国民可処分所得などを求めていくことが SNA で推奨されている。コモディティ=フロー法とは、財・サービスの取引を推計し、すなわち産業連関表を作成し、そこから生産支出勘定を作成する方法である。当然のことだが、産業連関表も 68 SNA 生産支出勘定も国内概念である。

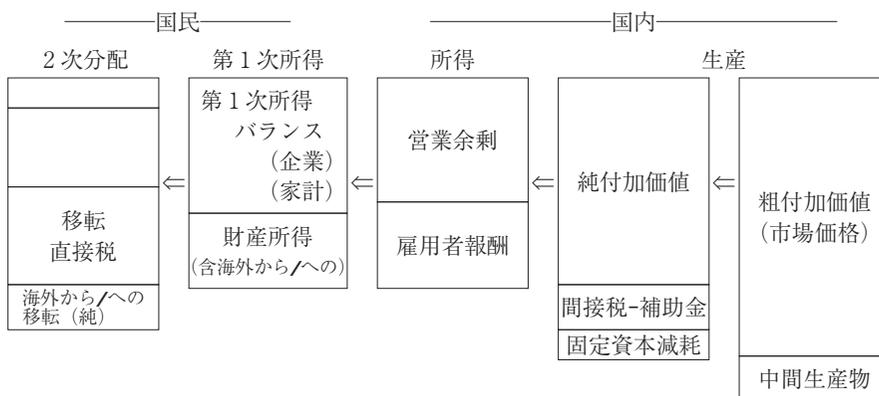


図1 93 SNA の生産・所得の流れ

SNA の基本的な勘定の流れは、図1のように「貯蓄←資本的支出←2次分配←第1次所得←生産←最終需要」であり、生産段階は国内概念であり、第1次所得・2次分配に至って国民概念となる。

(4) 送金

海外との所得の受取・支払いについて、小稿冒頭に引用した『日本史 B 用語集』のように「送金」という語を用いる説明を見かけることがあるが、実際に国際間で所得が送金されることは、国内概念から国民概念への変換の際の条件ではなく、所有権が移動することで十分である。後述の「直接投資に関する再投資収益」は典型的な例である。

(5) 企業活動に関する国内・国民概念

「国民」の本来の定義は、1年以上の居住者である。前述の『国民経済計算年報』「用語解説」のとおり日本では実際には、国内居住者は四捨五入して半年以上を1年と扱い、海外居住者については2年以上の海外居住で海外居住者として扱っている。

家計については、このような説明でとくに問題ない。「国民」の定義に従って、雇用者報酬および財産所得（利子・配当・賃貸料＝地代）の国際移動を国内概念に対して加減すれば済む。

ところが、非金融法人企業・金融機関（以後、「企業」と略称）には特別な問題がある。企業は、しばしば本社所在国の外に子会社や事業所（工場・支社・支店など、法人格を持たない事業所を、以後「事業所」と略称）を持つ。SNAにおける「国民」とは国内居住者（1年以上居住、または居住予定）を意味する。ところが、子会社や事業所は通常は1年以上営業予定である。したがって、それらの子会社・事業所は、本社の所在国に関わらず、子会社・事業所所在国の国民として扱われる。すなわち、当該子会社・事業所とその所在国内の経済主体間における貸金支払や財・サービス取引などは、当該国内の経済主体間の取引として扱われ、本社所在国との国際取引としては扱われない。

その点について、内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算年報』「用語解説」は次のように「外国企業の在日子会社は…我が国の居住者」と述べている。

国内 (Domestic) 概念と国民 (National) 概念

(前略) 例えば外国企業の在日子会社は、我が国の国内領土において生産活動を行っているので、我が国の居住者たる生産者として国内に含まれ、逆に我が国企業の海外支店は含まれない。(後略)

この点に関して、海外の事業所は本社所在国の国民という、誤った説明が多く見られる。たとえば、有力な高校「現代社会・政治経済」参考書である『用語集 現代社会+政治・経済』（用語集「現代社会」編集委員会 編 [2013]）は次のような誤った説明をしている。

国内・国民概念 (前略) 外国企業の在日子会社は、「国内」概念に含まれるが、「国民」概念には含まれない。逆に日本企業の海外子会社は「国民」に含まれるが、「国内」には含まれない。

なお、本社所在国外にある法人格を持たない事業所を、SNAは「準法人企業」(quasi-corporation)の1種として扱う²⁾。

これら本社所在国外に在る子会社・事業所は、当該子会社・事業所所在国の国内単位であり国民単位でもあるから、それらの経済活動の成果である営業余剰（operating surplus；財産所得受取・支払い前で税支払い前の利潤）は、当該子会社・事業所所在国の国内かつ国民の営業余剰である。すなわち、SNAは、営業余剰はそのものとしては国際移動しないと扱う。

SNAは、国際間で移動するのは財産所得、および「その他の経常移転」「資本移転」だとする。ここに、財産所得とは、利子・配当・賃貸料（地代・特許料など）³⁾であり、さらに後述の「海外直接投資に関する再投資収益」「準法人企業の所得からの引出し」⁴⁾である。この時、海外における財産所得は、資金提供者・土地所有者などの居住国の第1次所得であり、資金提供者・土地所有者などの居住国の国民総所得の構成要素となる。

このように、財産所得は国際間で移動して財産所有者居住国の国民総所得の構成要素となるが、営業余剰そのものは国際移動しない、というのがSNA方式の原則的な考え方である。しかしここで、SNAは、1つの例外的な処理を行う。すなわち93SNAは、海外子会社および海外事業所の財産所得受取・支払い後の留保利益（企業所得）を「海外直接投資に関する再投資収益」と名付けて財産所得の1項目として扱う。また、このうち法人格を持たない海外事業所の留保利益を、海外からの「準法人企業の所得からの引出し」と呼ぶ。財産所得は国民概念へ調整する際に国際間移動可能な項目だから、海外子会社・事業所の企業所得は本社の財産所得として、本社所在国の国民総所得の構成要素となる。その際、IMFの国際収支マニュアルに従って、持分10%以上の直接投資先を海外子会社と扱う（作間 編 [2003] p93）。これらについてはSNA 2008も踏襲している。また、小稿第2節で見るとように53SNAおよび68SNAも「準法人企業の所得の引出し」として同様の処理を行っている。

United Nations [2003]は、第1次所得の項目として、「準法人企業の所得からの引出し」と「海外直接投資に関する再投資収益」を含めている（前掲したうち関連箇所を再掲）。ただし、「準法人企業の所得からの引出し」を「海外直接投資に関する再投資収益」の上位項目としている点については、後で検討するように混乱している。

3.8. 第1次所得は次のものを含む。

（中略）

f) 準法人企業の所得からの引出し

2) 国内における準法人企業として、公営住宅や財務省印刷局などがある。

3) SNAは、人間による生産物の賃貸（住宅・建物・機械など）は生産活動であり、それによる所得は営業余剰・混合所得とする。SNAにおける「賃貸料」（rent）は、人間による生産物以外の賃貸、土地の賃貸および特許料・商標料である。

4) この語“withdrawals from income of quasi-corporations”に、『国民経済計算年報』93SNA版は「準法人企業所得の引き出し」という訳語を当てている。この語は『国民経済計算年報』68SNA版には独立した項目としては無い。「準法人企業の企業所得からの引出」という訳語を用いる文献も見られる。小稿の地の文ではSNA報告書の直訳で「準法人企業の所得からの引出し」という語を当てる。

- i) 海外直接投資に関する再投資収益
- ii) 土地および底土資産 (sub-soil assets) 地代
(後略)

日本の『国民経済計算年報』も、1996年の値から「海外直接投資に関する再投資収益」を推計・計上している。内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算年報』「用語解説」は、こう述べる。

海外直接投資に関する再投資収益 (Reinvested Earnings on Direct Foreign Investment)
海外直接投資に関する再投資収益とは、海外直接投資企業の留保利益のことであり、実際には直接投資家には分配されないものであるが、93 SNA においては、直接投資家に財産所得として分配され、その後と同額が再投資されたかのように取扱う。

なお「準法人企業所得からの引出し」については『国民経済計算年報』「用語解説」は一般論のみを説明し、海外との関連には言及していない。

ここで、「準法人企業の所得からの引出し」と「海外直接投資に関する再投資収益」との関係を確認しておく。「海外直接投資に関する再投資収益」は子会社からのものと準法人からのものの合計であるから、海外からの「準法人企業の所得からの引出し」は「海外直接投資に関する再投資収益」に含まれる。したがって、次のような式で表される。

「海外直接投資に関する再投資収益」受取り = 子会社からの「海外直接投資に関する再投資収益」受取り + 海外からの「準法人企業の所得からの引出し」受取
海外への「海外直接投資に関する再投資収益」支払いも同様である。

したがって、United Nations [2003] が上記のように「海外直接投資に関する再投資収益」と「土地および底土資産地代」の合計を「準法人企業の所得からの引出し」としている説明は、混乱していると評価せざるをえない。それに対して、日本の『国民経済計算年報』は適切である。『国民経済計算年報』93 SNA 版は、海外勘定において「3. 財産所得」の内訳として「(1) 利子」「(2) 法人企業の分配所得」「(3) 海外直接投資に関する再投資収益」「(4) 賃貸料」の4項目を表示している。このうち「(3) 海外直接投資に関する再投資収益」が海外子会社および法人格を持たない海外事業所の企業所得の合計である。なお「(2) 法人企業の分配所得」は配当等である。『国民経済計算』68 SNA 版は小稿第2節で示すように、「準法人企業の所得からの引出し」と「海外直接投資に関する再投資収益」のどちらも独立して表示はせず、この2つを利子・配当・賃貸料とまとめて「財産所得」として表示している。

マクロ経済学教科書とくにアメリカ教科書などで誤った説明がしばしば見られる。次のような例をあげておく。海外事業所について、エーベル・バーナンキ [2006] p 51 は次のような誤った説明をしている。工事期間が1年（具体的な定義によっては半年）未満なら正しいが、1年以上なら当該工事現場はサウジアラビアの国民として扱われるべきであ

る。

たとえば、アメリカの建設会社がサウジアラビアで道路建設を行い、サウジアラビア政府からその報酬を受け取る場合にはアメリカの GNP に含まれるが（後略）]

サックス・ラレーン [1996] p 32 は、利潤がそのまま国際移動するかのよう誤った説明をしている。さらに指摘すると「石油所得」とは何なのか、営業余剰なのか否かもあいまいである。

たとえば、国内生産の一部が、外国（非居住）投資家によって所有される油井から生じているとしよう。油井による所得は国内居住者ではなく、外国の所有者に帰属する。（中略）この石油所得は、その国の GNP には計上されず油井の投資家の居住する国の GNP に計上される。

クルーグマン [2009] p 195 にも同じ誤りが見られる。

（前略）ゼネラルモーターズやマイクロソフトの株式を所有する外国人へ利潤が支払われたときにはどうなるのだろう？ それに、外国で活動しているアメリカ企業の利潤はどこに含まれるのだろうか？

その答えは、それらの利潤は GDP ではなく GNP に含まれる、というものだ。GNP は、その国の居住者が得る総要素所得だと定義される。

2. 53 SNA～93 SNA における国内・国民

(1) 歴史概観

SNA (System of National Accounts) とは、国際連合を中心にして IMF や EU (もと EC) などが作成した国民経済計算の基準である。国際連合加盟国のうちでもソビエト連邦など社会主義国は、SNA 方式とは異なる MPS 方式⁵⁾ によっていた。アメリカ合衆国も SNA 方式とは異なる独自の NIPA (the U.S. National Income and Product Accounts)⁶⁾ に基づいて国民経済計算を作成している。そのような状況下において作成されたものだから、SNA は加盟国に対し従うよう求める勧告ではない。SNA を「勧告」だとするのは、冒頭で引用した『日本史 B 用語集』の3つ目の誤りである。

SNA は1953年のいわゆる 53 SNA に始まる⁷⁾。そこから最近の SNA 2008 までにおける国内・国民概念の扱いは次のとおりである。

53 SNA：国内・国民の混合体系（生産支出勘定は国内概念，可処分所得は国民概念）
体系中に国民総生産（GNP）概念あり（53 SNA, p 17）。

OEEC, 1958 editon：国民体系

68 SNA：混合体系。コモディティ＝フロー法による推計を推奨。

5) MPS 方式については、たとえば野村 [1975] 参照。

6) NIPA については、菅 [2008] 参照。

7) 出版は1953年だが、1952年にまとめられたので 1952 SNA と呼ばれることもある。

GNP 概念は体系中（索引・用語集・勘定例示）に存在しない。「国民所得」は存在する。

1978年 日本の国民経済計算が 68 SNA 方式に移行。

1991.12 アメリカ NIPA が主要概念を GNP から GDP へ変更。

93 SNA : 「国民総生産」(GNP) は「国民総所得」(GNI) へと名称変更して再登場。

2000年10月 日本の国民経済計算が 93 SNA 方式に移行。

2008年 SNA 2008 決定。国内・国民や生産要素・第 1 次所得などは 93 SNA から変化無し。

93 SNA から国内概念が中心になった、としばしば言われるが、このように SNA 方式は 53 SNA から一貫して国内総生産 (GDP) を主とし、可処分所得や所得について国民概念を使用する混合体系である。

53 SNA は、「国内」の範囲について外国公館などについて詳論 (p 7; Ch. 2 (a)) し、国民概念について通常の居住者 (normal residents) として言及している (p 7; Ch. 2 (a))。国内概念と国民概念の関係については次のように説明し (p 7)、それらの扱いは IMF によるとしている。

国内生産物の総計は、海外へのフローを引き、国内へのフローを加えることによってこれらの要素所得の海外フローを調整すれば、国民生産物と称せられる総計となる。この総計は、領土内で起きた生産に属するのではなく、領土内の通常の居住者 (normal residents) によって供給される生産要素に起因する全世界における生産総計に属する。(引用者訳)

53 SNA は、国民所得について次のように定式化している (p 17; Ch. 2)

国民所得 = 要素費用表示の国内総生産 + 海外からの純要素所得 - 固定資本減耗引当 (provisions for the consumption of fixed capital)

68 SNA 報告書は「国民総生産」(GNP) という用語は使用していない。少なくとも索引・用語集・勘定例示などには見当たらない。ただし、68 SNA は混合体系であるから、「国民所得」は使用され、次のように定義されている。

68 SNA 7.4 また、所得支出勘定には他国内で雇用されている当該国居住者によって受け取られる雇用者報酬が表示され、そして営業余剰の分配が財産所得および準法人企業の企業所得の移転の形で表示される。これらの移転は、1 国の居住者制度の間、および居住者制度と外国との間で起きる。雇用者報酬および財産と企業からの純所得の合計、すなわち分配要素所得 (および間接税 - 補助金) は、その国の国民所得を表す。(引用者訳)

しばしば誤解されているが、倉林 [1989] p 101 が指摘するように、日本の旧国民所得

統計（68SNA版の前）は53SNA方式ではなくOEEC 1958 ed. [1959]に準拠した国民体系であり、混合体系ではない。このことは、68SNA版の日本の国民経済計算が「国民総生産」を生産支出勘定の欄外とはいえ表示はしていることの一因であろう。

このように、68SNAの体系中に国民総生産概念は存在しないから、内閣府[2001]が、下記のように68SNAで国民総生産が使用されていたかのように説明するのは誤りである。

2.(6) 国民概念の測度を国民総生産（GNP）から国民総所得（GNI）へと変更する。

93SNAでは、これまでの68SNAで利用されていたGNP（国民総生産）の概念がなくなり、同様の概念として、GNI（国民総所得）が新たに導入されました。

従来の68SNA上で使用されてきたGNPは、(中略)。

一方、93SNAでは、68SNAにおけるGNPが所得測度である点を明確にするために、GNI（国民総所得）と定義し直し、GNIは各経済主体が（海外からも含めた）受取った所得の総計としました。

アメリカ合衆国は、SNA方式とは異なるNIPAと呼ばれる独自の方式で国民所得統計を作成してきた。NIPAが1991年まで国民総生産を主としていたこともあって、アメリカ系のマクロ経済学教科書は国内概念よりも国民総生産を主に説明することが多い。このことは、かなりのマクロ経済学教科書やWebページが、国民概念を主として説明し、「国民」から「国内」という説明順序をとる一因だろう。

日本の国民経済計算が93SNAに移行したのは2000年10月だが、「1993SNA方式」という語に引きずられてか、1993年から93SNA方式に変更したとの誤った説明も散見する。たとえば、廣松毅・ドーンブッシュ・フィッシャー[1998] p44は次のように述べる。その後に出版された翻訳版（ドーンブッシュ・フィッシャー[2000]）にこの文は見あたらないから、この文は日本語版執筆者の廣松毅氏が加えたと推測される。

（参考までに、日本がGDPを尺度として採用するようになった1993年で見ると、GDPはGNPの99.1%であった）。

(2) 68SNAの国民概念

上述のように68SNA体系中には「国民総生産」という用語は無く、国民概念では「国民所得」と「国民可処分所得」があるだけだが、便宜上ここでは国民総生産（GNP）を使って説明していく。

68SNAの国民概念は、次のように国内総生産に雇用者所得⁸⁾と「利子・配当+賃貸料」の受取・支払いを調整して導かれる。

国民総生産＝国内総生産

+ 海外からの雇用者所得受取り + 海外からの「利子・配当+賃貸料」受

8) “compensation of employees”の68SNA版における経済企画庁経済研究所国民所得部による日本語訳の用語。93SNA版からは同じ語を「雇用者報酬」と訳している。

取り

－海外への雇用者所得支払い－海外への「利子・配当+賃貸料」支払い

68SNA では、53SNA 以来、海外との「準法人企業からの引出し」が計上されている。それは前節で説明した 93SNA における「海外直接投資に関する再投資収益」に相当する。すなわち、海外事業所の企業所得（＝営業余剰＋財産所得受取－財産所得支払い）が本社所在国の国民所得へ算入される。

なお、68SNA の「準法人企業から所得の引出し」は、93SNA における「海外直接投資に関する再投資収益」すなわち海外子会社の企業所得に相当する項目をその中に含んでいる。すなわち、68SNA は次のように述べる。

7.4 また、所得支出勘定には他国内で雇用されている当該国居住者によって受け取られる雇用者所得が表示され、そして営業余剰の分配が財産所得および準法人企業の企業所得の移転の形で表示される。これらの移転は、1 国の居住者制度の間、および居住者制度と外国との間で起きる。雇用者所得および財産からと企業からの純所得の合計、すなわち分配要素所得（および間接税－補助金）は、その国の国民所得（4.0）を表す。（引用者訳）

ただし日本の 68SNA 版『国民経済計算年報』は、明示的な項目としては「準法人企業からの所得の引出し」を表示しておらず、「海外からの財産所得受取/海外への財産所得支払い」の中に含めて表示している。すなわち、経済企画庁経済研究所国民所得部（編）[1978] も、第11章国民所得（分配）（要素費用表示の国民純生産）の推計の「(2) 民間法人企業所得の受取配当」に「海外からの支店収益・未分配収益」を加えている（p 211）。また、同書「新 SNA 用語解説」p 258 も次のように説明する。

国内（domestic）と国民（national）概念（前略）国民総生産は（中略）国内総生産に海外からの要素所得（雇用者所得、投資収益などの財産所得・企業所得）の純受取を加えたものであり（後略）

このように、「準法人企業からの所得の引出し」は SNA では財産所得の 1 項目とされているから、利子・配当と賃貸料に「準法人企業からの所得の引出し」を加えたものは、財産所得として海外との受取・支払いされるものとして扱われる。

前節で説明したように、SNA には営業余剰（利潤）そのものは国際移動しないという原則がある。ところが、この国民概念への国際的な移動分（利子・配当と賃貸料および準法人企業からの所得の引出し）を 68SNA は上記 7.4 におけるように、国際移動可能である財産所得とする一方で、国際移動に関してはそれらを「要素所得」と呼ぶ。その点を有斐閣経済事典（第 5 版）（金森他 [2013]）は次のように説明する。

要素所得 財・サービスの生産に用いられた生産要素が受けとる所得。SNA では、雇用者報酬と営業余剰を指す。68SNA では、雇用者報酬や財産所得の海外との受払いも「要素所得」（分配要素所得）と呼ばれる。

53SNA も次のように「要素所得の海外フロー」と表現しており、海外事業所の企業所得を 68SNA と同様に扱っている。

53SNA CH. II 2 (d) (前略) 国内生産物の総計は、海外へのフローを引き、国内へのフローを加える事によってこれらの要素所得の海外フローを調整すれば、国民生産物と称せられる総計となる。この総計は、領土内で起きた生産に属するのではなく、領土内の通常の居住者 (normal residents) によって供給される生産要素に起因する全世界における生産総計に属する。(引用者訳)

SNA 方式は利子・配当と賃貸料を、国内取引では財産所得であるとして要素所得として扱わないという原則を持っているにもかかわらず、68SNA が国際間の受取・支払いでは利子・配当と賃貸料を要素所得として扱うのは、不統一と言わざるを得ない。国民総生産や国民所得は、国内取引では財産所得としている項目の海外からの受取りを含み支払いを除いているから、国民の生産への貢献分すなわち要素所得と解することはできない。

68SNA の国民概念にこのような無理があることを一因としてか、93SNA は「要素所得」を体系で使用しなくなっている。93SNA 中で「要素所得」(factor income) という語は次の箇所にしか使われていない。

93SNA 6.232 政府への税支払い(控除)補助金以外の粗付加価値に対する請求権 (claims) は、以前は「要素所得」として説明されていた。要素所得の概念は本体系ではもはや使用されないけれども、要素費用表示の粗付加価値は、いわゆる「要素所得」が支払われうる基金の価値を測定するとして解釈できる。(後略)

3. SNA における生産概念・生産要素・要素所得

本節では、53SNA から 93SNA までに至る SNA 方式の国民概念を、その基礎から考えてみる。

(1) SNA における生産要素・要素所得

まず、要素所得概念の検討のために、生産要素概念について見る。SNA は、人間の活動が生産概念の要件だと考えている。それに T. P. Hill の第三者基準 (Hill [1979]) —— 第三者が代行しても意味のある活動を生産活動とする——が加わる。

要素所得とは、生産要素が得る所得である。SNA は、生産要素を労働と資本(固定資本)⁹⁾の2つだとし、土地や資金は生産要素に含めない。それによって SNA は、雇用者報酬と営業余剰の2つだけを要素所得だとし、財産所得(利子・配当・賃貸料)は要素所得ではないと扱う。たとえば、68SNA 巻末用語集は「要素所得 生産者による雇用者報酬および生産者の営業余剰」(p 232)と説明し、土地や資金を生産要素としていない。

9) この場合「資本」とは耐久的な財 (assets) であり、マルクスの「資本」ではない。「営業余剰」は、マルクスの生産の管理の成果であり剰余の価格表現だが、SNA 方式はそれを固定資本による生産貢献と考えている。

倉林・作間 [1980] p 232 は、この考えを 53 SNA と 68 SNA の特徴だと、次のように説明する。

SNA で要素所得の範囲が被用者報酬と営業余剰に限定されたことは、従来、国民経済計算で（あるいは近代経済学で）、利子（消費者負債利子等は除く）・配当のような財産所得が要素所得と考えられてきたことと対比すべきである。

したがって、藤岡・渡辺 [1994] p 160 が次のように国民経済計算の解説で要素所得に利子・配当を含めることは疑問である。

生産活動は、生産要素である労働及び資本を利用して行われている。生産活動から生じた生産物の付加価値は、その生産に参加した生産要素である労働に対しては賃金（雇用者所得）、資本に対しては利潤（営業余剰）、利子、配当などの所得を生み出す。

また、『岩波現代経済学事典』（伊東編 [2004]）が土地を生産要素だと説明するのも、SNA の考え方と相違する。

国内総生産 国内領土に居住する生産者による国内生産活動の結果生産された付加価値の総額。生産者は、一定の技術のもとで、労働、資本、土地といった生産要素を組み合わせ、原材料などの中間財を投入して財・サービスを生産する。（後略）

産業連関表の生産概念も SNA と同様であり、市場価格表示の粗産出額は次の式のように、中間投入・雇用者報酬・営業余剰・固定資本減耗・間接税－補助金の合計である。

産出＝中間投入＋雇用者報酬＋営業余剰＋固定資本減耗＋間接税－補助金

これに、雇用表・固定資本マトリックスが加わって、就業者と固定資本の値を表示する。このように、産業連関表は資金と土地を対象としない。

SNA は生産について、人間による生産物と非生産物を峻別しており、人間による生産物は生産要素であり生産に貢献する¹⁰⁾、とするが、人間による生産物でない財＝非生産物は生産要素ではない、とする。たとえば、SNA において機械・設備、構築物、住宅、人工林（果樹など）、家畜（乳牛・綿羊など）¹¹⁾ は生産要素であり、土地、資金、自然林、野生動物などは生産要素ではない。SNA において、自然林の成長は固定資本形成ではなく調整勘定における調整額だと扱われる。

SNA のこの考え方の特徴的な例として、持ち家の帰属家賃・貸家の家賃がある。住宅という固定資本に住宅管理労働が合わさって住宅サービスが生産される、と考えるのである。その結果、生産された住宅サービスが賃貸住宅の場合には、住宅貸手企業へ営業余剰として、住宅貸手家計へ混合所得（営業余剰と雇用者報酬の混合）として、そして住宅管理労働者へ雇用者報酬として分配されていく。自己所有住宅の場合にも住宅サービスが生

10) 「生産を行う」とまで主張するのは極端であり、「生産に貢献する」というのが妥当だろう。

11) 食肉用家畜や材木用樹木は、その全体が1度に消費されるから、資本ではなく仕掛品在庫として扱われる。

産されると考え、住宅所有者へ営業余剰として「持ち家の帰属家賃」が支払われると処理する。ただし自己所有住宅の場合には、住宅管理労働は住宅所有者の家事労働なので、雇
用者報酬は計上しない。

93 SNA までは固定資本＝耐久的生産財は、生産要素であり生産への貢献は計上しても、
労働と独立して資本サービスを生産すると明確には扱っていない。新古典派などからによ
るこの考え方への反発はあるようで、SNA 2008 は資本サービスの章¹²⁾を設けるに至った。
しかし、SNA 2008 も、主要な勘定内で明示的に資本サービス概念を導入していない。

(2) 要素所得から第1次所得へ

既に述べたように、国内概念を国民概念に調整する際の所得が、68 SNA の「要素所得」
(実際には、利子・配当、賃貸料および「海外直接投資に関する再投資収益」)から 93
SNA で「第1次所得」へ変更された。ところが第1次所得は財産所得も含んでいるから、
国民総所得は生産概念ではない。そのため、93 SNA では 53 SNA などで使用されていた
「国民総生産」から「国民総所得」へと用語を変更している。

Vanoli [2005] 囲み 19 (p 98) は、1964年にヨーロッパ共同体 (EC) の統計機関総責任
者会議 (The Conference of General Directors of Statistical Institutes) に提出された Vanoli
自身による提言 (Propositions for a community accounting framework for the European
Communities) で、「国民総生産/国民純生産」という用語を居住者部門の粗/純第一次所
得を意味する「粗/純国民所得」に変えるよう提案したが、1968 SNA と 1970 ESA は体系
中にそのように集計された第1次所得概念が無いため、そのような提案は受け入れられな
かった——おそらくそれを受け入れる気分ではまだなかったためだろう、と述べている。

アメリカ系のマクロ経済学教科書は、この点でも問題が多い。たとえばエーベル・バー
ナンキ [2006] p 51 の次のような記述である。

GNP (中略) とは、ある一定期間に国民が所有する生産要素によって新規に生産さ
れた最終生産物 (中略) の市場価値の合計であり、(後略)

企業の第1次所得バランスは「営業余剰 (純) + 財産所得受取 - 財産所得支払い」であ
り、財産所得 (利子・配当・賃貸料) の受取・支払い後の所得である。ところが、財産所
得支払い額だけ企業の生産への貢献が減少するわけではないし、財産所得受取り額だけ企
業の生産への貢献が増加するわけもない。部門別の第1次所得バランスが生産への貢献・
関係でないことは、明瞭である。

財産所得は、生産要素提供の代価ではないから要素所得ではなく、移転所得の一種だ
ということを、倉林・作間 [1980] p 56 は、次のように強調する。

財産所得など反対給付のある移転も存在しうる。(中略) 移転と要素所得は排反的な
概念である。実際、要素所得は、被用者報酬と生産勘定のバランス項目である営業余

12) SNA 2008 の資本サービス論については、小川 [2012] 参照。

剰 (operating surplus) のみを含むにすぎない。にもかかわらず、移転が、要素所得の分配形態 (分配要素所得) であることはさしつかえない。

第 1 次所得概念が生産への貢献ではないことに関して、作間編 [2003] p 87 は、次のように主張し、投資時期と収益回収時期の時間のずれを例として示している。

SNA では、68 SNA 以来、後者 (国民生産概念：引用者) を認めていないわけです。要素の貢献が第 1 次所得によって捉えられるという仮定がときに有害であることがその理由でしょう。(中略) 問題は、労働以外の、ときにあいまいに「資本」という言葉で表現される要素にあります。

このように、第 1 次所得は、生産への貢献 (要素所得) ではないから、国民総所得概念は、国内居住者による生産への貢献分ではないし、また生産への貢献とは言いがたい海外からの財産所得を含んでいる。国民総所得は所得概念ではあるけれども、財産所得を構成要素とする海外との第 1 次所得の受取・支払いを加減していから、生産要素が得る要素所得ではない。この点は、国民所得 (要素費用表示の国民純所得) も同様である。したがって、国民総所得は国民の生産要素提供の代価とは解釈できない。「その他の経常移転」を含んでいる国民可処分所得との違いは、資産提供を根拠として「所得を受け取る権利を持っている」という程度なのである。国民総生産から「国民総所得」への用語変更は、表現のみならず内実——「生産要素への所得」から「要素所得ではないものも含む所得」——も変更しているわけである。

さらに国民総所得概念は支出可能な総所得でもない。要素費用表示の国民純所得は次の式で表される。

要素費用表示の国民純所得 = 市場価格表示の国民総所得 - 固定資本減耗 - 純間接税
さらに次の式で国民可処分所得が導かれる。

国民可処分所得 = 要素費用表示の国民純所得 + 海外からのその他の経常移転 (純)
= 国内の雇用者報酬・営業余剰 + 海外からの雇用者報酬・営業余剰 (純) + 海外からのその他の経常移転 (純)

この国民可処分所得こそが、当該国居住者の経常的支出の源泉となる所得である。国民総所得も国民純所得も支出の源泉となる所得額に相当する概念ではない。

結 び

68 SNA は体系中に国民所得・国民可処分所得概念を持っているが、国民総生産概念を持たない。企業の海外子会社・海外事業所については、その企業所得 (財産所得受取・支払い後) を「準法人企業からの所得の引出し」として財産所得の 1 項目として扱い、国内概念から国民概念へ変更する際にに加減する所得の 1 項目としている。

68 SNA が国内概念から国民概念へ変換する際の海外との受取・支払い項目は、利子・配当 + 賃貸料 + 「準法人企業からの所得の引出し」である。これらをまとめて海外との

「要素所得」受取・支払いとしていた。ところが、SNA方式において、利子・配当＋賃貸料＋「準法人からの引出し」は国内における取引では財産所得であり要素所得とはされなかった。つまり、68SNAは、国際間の所得移動における場合と国内における場合で概念規定が相違するという問題を抱えていたのである。

93SNAは、企業の海外子会社については、その企業所得（財産所得受取・支払い後）を「海外直接投資に関する再投資収益」として、海外事業所に関する「準法人企業からの所得の引出し」を含んで、財産所得の1項目として扱っている。これによって93SNAは、68SNAにおける要素所得概念の国際間所得移動における場合と国内に関する場合との不統一を回避した。つまり、第1次所得は、企業所得＋利子・配当＋賃貸料＋雇用者報酬であり、財産所得の受取・支払いも含んでいる。93SNAは国内概念から国民概念へ変換する際の海外との受取・支払い項目を「海外からの第1次所得受取/海外への第1次所得支払い」としているが、これらは国内取引でも第1次所得とされており、68SNAにおけるような国際間の所得移動における場合と国内における概念規定の相違はなくなった。

その半面で93SNAの国民総所得概念はあいまいさを持つことも明らかになった。93SNAは「国民総生産」を「国民総所得」へと用語を変えたが、この国民総所得は、第1次所得バランスの合計であり、国内居住者が生産に貢献して得た要素所得ではなく、財産所得の受取・支払いを含むあいまいな概念である。そのためもあってか日本の国民経済計算では、国民総所得は勘定内ではなく欄外表示されている。

53SNA・68SNAから93SNAにいたる国民概念の所得概念は、生産要素・要素所得という概念を詰めきれないままに進んでいる。しかしながら、国民概念の所得には、生産への貢献をどう考えるか、ひいては生産・資本概念が関係しているため、困難な問題を抱えている。

ひとまず、国内総生産を用い、そして国民概念の所得については国民可処分所得を用いるのが意味は明確だろう。しかも国民可処分所得は生産支出勘定に勘定内表示されている。

なお、SNAにおける海外取引に関しては、国民概念の家計最終消費支出、また実質国内総所得（実質GDI）算出の際の取引利得など、言及が必要な問題があるが、小稿では触れられなかった。それらについては別稿に譲りたい。

（了）

[文献]

SNA 報告書・公的報告書

(53SNA) United Nations Department of Economic Affairs Statistical Office [1953], *A System of National Accounts and Supporting Tables*, New York: United Nations

(68SNA) United Nations [1968], *A System of National Accounts*, United Nations (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系：国際連合の新しい国際基準』大蔵省印刷局, 1974年)

(93SNA) Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [1993], *System of*

National Accounts 1993, United Nations

(SNA 2008) European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [2009], *System of National Accounts 2008*, United Nations (内閣府経済社会総合研究所 (仮訳) 『2008年改訂国民経済計算の体系』 (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/2008sna.html>))

OEEC [1959], *A Standardized System of National Accounts*, 1958 edition, Paris: OEEC (1970 ESA) Statistical Office of the European Communities [1970], *European System of Integrated Economic Accounts 1970*, Luxembourg: Statistical Office of the European Communities

United Nations, Department of Economic and Social Affairs Statistics Division [2003], *NATIONAL ACCOUNTS: A PRACTICAL INTRODUCTION* (Studies in Methods Series F, No. 85 Handbook of National Accounting), New York: United Nations

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 編『国民経済計算年報』各年版 (小稿は2015年版を使用)

関連文献

Clark, Colin [1932], *The National Income 1924-1931*, Macmillan

Hill, T. Peter [1979], Do-it-yourself and GDP, *Review of Income and Wealth*, Series 25 No. 1

Vanoli, André [2005], *A History of National Accounting*, IOS Press, Amsterdam: Netherlands, (translated by Marion Pinot and Gayle H. Partmann) (原著: *Une Histoire de la Comptabilité Nationale*, Editions de la Decouverte, Paris: France, 2002)

A. B. エーベル・B. S. バーナッキ (伊多波良雄・大野幸一・高橋秀悦・谷口洋志・徳永澄憲・成相修 訳) [2006] 『エーベル/バーナッキマクロ経済学 (上): マクロ経済理論編』シーエービー出版株式会社 (Andrew B. Abel and Ben Bernanke, *Macroeconomics* (5th ed.), Addison-Wesley, 2004)

P. クルグマン (大山道広 他訳) [2009] 『クルグマン マクロ経済学』東洋経済新報社 (Paul

J. サックス・P. ラレーン (石井菜穂子・伊藤隆敏 訳) [1996] 『マクロエコノミクス 上巻』日本評論社 (Jeffrey D. Sachs and Felipe B. Larrain, *Macroeconomics in the Global Economy*, Prentice Hall, 1993)

J. E. スティグリッツ・カール E. ウォルシュ (藪下史郎・秋山太郎・金子能宏・木立力・清野一治 訳) [2012] 『スティグリッツ 入門経済学 (第2版)』東洋経済新報社 (Stiglitz, Joseph E. and Carl E. Walsh, *Introductory Macroeconomics* 2nd ed., John Wiley & Sons)

R. ストーン・G. ストーン (城戸喜子 訳) [1968] 『国民所得と国民支出』春秋社, 1968年

R. ドーンブッシュ・S. フィッシャー (坂本市郎 訳) [2000] 『マクロ経済学 上』マグロウヒル出版 (Rudiger Dornbusch and Stanley Fischer, *Macroeconomics* (2nd ed.), McGraw-Hill Education, 1997)

J. R. ヒックス (酒井正三郎 訳) [1961] 『経済の社会的構造—経済学入門—第3版』同文館出版1961年 (J. R. Hicks, *The Social Framework —An Introduction to Economics*, 3rd ed., Clarendon Press, 1960)

伊東光晴編 [2004] 『岩波現代経済学事典』岩波書店

小川雅弘 [2012] 「SNA 2008 における資本サービス」『大阪経大論集』第63巻第2号, 2012年

7月

- 金森久雄・荒憲治郎・森口親司編 [2013]『有斐閣経済事典（第5版）』有斐閣
- 倉林義正 [1989]『SNAの成立と発展』岩波書店
- 倉林義正・作間逸雄 [1980]『国民経済計算』東洋経済新報社
- 経済企画庁経済研究所国民所得部（編）[1978]『新国民経済計算の見方・使い方—新SNAの特徴—』大蔵省印刷局
- 小宮一慶 [2015]『「名目GDPって何？」という人のための経済指標の教科書』PHPビジネス新書
- 作間逸雄 編 [2003]『SNAがわかる経済統計学』有斐閣
- 菅幹雄 [2008]「アメリカ経済センサスと産業連関表，国民所得・生産勘定」『産業連関』Vol. 16, No. 3, 2008年10月
- 全国歴史教育研究協議会 編 [2009]『日本史B用語集 改訂版』山川出版社（2013.1/31第5刷）
- 内閣府 [2001]『新しい国民経済計算（93SNA）』（http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference3/kiso_top.html）
- 野村良樹 [1975]『社会主義経済の構造』新評論
- 廣松毅・R. ドーンブッシュ・S. フィッシャー [1998]『ドーンブッシュ マクロ経済学 [改訂版]（上）』シーエーピー出版
- 藤岡文七・渡辺源次郎 [1994]『テキスト 国民経済計算』大蔵省印刷局
- 用語集「現代社会」編集委員会 編 [2013]『用語集 現代社会+政治・経済』'14-15年版，清水書院